



福祉係からのお知らせ

◎在宅で介護を受けている常時おむつを必要とする人に、紙おむつを支給します



対象者 町内に住所があり、①または②に該当する人

①65歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者

②身体または精神に相当程度の障がいのある心身障害児(者)

申請方法 4月15日(月)までに福祉係へ申請してください。昨年度の申請者には、町から継続の申請書を送付します。

支給内容 紙おむつ、尿取りパッド

支給回数 年4回(5月・8月・11月・2月)

◎心身に障がいのある人へ、初乗り運賃分を補助する福祉タクシー券を交付します



対象者 町内に住所があり、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの認定を受けている人で、現在、自動車税または軽自動車税(種別割)の減免を受けていない人

利用の範囲と交付枚数

町と協定を結んでいる業者のタクシーで、年間24枚を交付します。

※年度途中で申請した場合は、当該月数に応じた枚数とします。

※自動車税の減免を受けた場合は、タクシー券を返却していただきます。

申請方法 身体障害者手帳または療育手帳を持参の上、福祉係へ申請してください。

その他 期限切れの券をお持ちの人は返却してください。

◎高齢者の見守りを兼ね、町内の買い物困難地域で食料品や生活物資の移動販売を行う事業者に、運営費用などの一部を補助します



補助内容

①運営費補助 週1回以上、町内の買い物困難地域で移動販売および見守りを行う事業者に1回2500円(月上限1万円)

②車両購入費等補助(町内事業者のみ対象) ①の移動販売用車両の購入または改造などの費用に対し、費用の1/2(年上限30万円)

※その他条件 税金などを滞納していない事業者

◎共通事項

申請・問い合わせ にごにこ甘楽福祉課福祉係 ☎(67)5162

障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます

4月1日から民間事業者は障がいのある人に合理的配慮を提供することが義務化されます。

合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。

障がいのある人と事業者などが話し合って、共に解決策を検討しましょう。

相談窓口

障がいのある人、事業者どちらからでも受け付けます。

群馬県障害者差別相談窓口(月～金曜日の午前9時～午後4時30分)

※祝日、年末年始を除く

☎027・251・1166

☎027・251・1166

FAX 027・255・6275

✉ gumakenshinren5@xp.wind.jp

募集

会計年度任用職員を募集
【甘楽町文化会館】

募集人員 1人

勤務内容 施設管理、音響・照明操作など(夜間勤務あり)

勤務時間 週3日程度(火～日曜日)

勤務時間 午前8時30分～午後10時の間

※催し物に合わせた勤務のため、日によって勤務時間が異なります。

資格 不問

採用予定日 6月1日(土)

申し込み方法 履歴書(市販)を①、②のいずれかへ郵送または持参してください。

申込期限 4月18日(木)【必着】

申し込み・問い合わせ

①教育課社会教育係 ☎(64)8325

〒370・2292
甘楽町大字小幡161・1
②文化会館 ☎(74)7000
〒370・2213
甘楽町大字白倉1322・1

